

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年5月1日

岩手県水産技術センター所長 神 康俊

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 令和6年度北上丸上架修繕工事 一式
- (2) 調達案件の仕様書 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の規定による国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- (3) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号に基づく定期検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、船舶安全法第2条第1項に規定する船舶の修理に関する契約における指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3 岩手県水産技術センター 電話番号0193-26-7911（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）なお、入札説明書等は、岩手県のホームページからダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年5月29日(水)午後1時30分 岩手県水産技術センター1階小会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が、保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を令和6年5月17日(金)午後5時までに3(1)の場所に提

出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県水産技術センター所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。